

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕様書番号	
令和8年度HPM装置（検証用）の 第1次検証（前段）に係る技術援助役 務	高学研R8-4	
	防衛大臣承認	
	作成	令和8年4月22日
	変更	
	作成部隊等名	高射学校研究部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊高射学校において実施するHPM装置（検証用）の第1次検証に係る技術援助役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z500002及びGRD-Z000892による。

1.2.3 HPM

High Power Microwaveの略であり、高出力マイクロ波のことをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GRD-Z000892 HPM装置（検証用）

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

2 技術援助に関する要求

2.1 技術実施場所・期間・人員

技術援助の実施場所・期間・人員は、次による。

2.1.1 実施場所

航空自衛隊岐阜基地

2.1.2 期間

a) 令和8年6月8日（月）から同年6月30日（火）の官側の指定する1日間で技術援助に係る事前調整を実施し、同期間内の5日間で技術援助を実施する。

b) 作業記録（役務完了調書）の提出 令和8年7月10日（金）

2.1.3 人員

人員数は会社見積による。

2.2 技術援助の実施

契約相手方は、本仕様書に基づく技術援助を実施するものとする。

2.3 HPM装置（検証用）に係る技術援助

2.3.1 事前調整

技術援助に関する事前調整を官側の指定する1日間で実施する。

2.3.2 技術援助

- a) 配電盤の配線変更
- b) 配電盤と空中線装置間の電源ケーブルの敷設
- c) 既存機器保護のための電磁シールド設置及び撤去
- d) 床面電波吸収体の移動
- e) HPM装置（検証用）空中線装置の積載・卸下
- f) 役務完了調書の作成及び提出

2.3.3 故障発生時の対応等

HPM装置（検証用）故障発生時の処置は、現地で対応できるものに限る。

2.4 作業記録（役務完了調書）等の提出

作業記録（役務完了調書）等の提出は、次による。

2.5.1 作業記録（役務完了調書）

契約相手方は、作業記録（役務完了調書）に所要事項を記入し、監督官の確認を受けるものとする。

2.5.2 不具合状況報告書

契約相手方は、HPM装置（検証用）の空中線装置に不具合が発生した場合、不具合状況報告書（様式任意）に所要事項を記入し、監督官及び契約担当官の確認を受け、監督官に1部提出するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官（以下、契担当官という。）等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 技術者名簿

契約の相手方は、契約後、速やかに技術者の技術者名簿を作成し、契担当官等に提出する。

なお、技術者名簿に記載されている技術者を変更する場合は、速やかに契担当官等に通知しなければならない。

4.1.2 作業記録など

契約の相手方は、日々の役務実施事項について、作業記録表（役務完了調書）、役務完了届及び労務関係証拠資料を作成し、監督官の確認を受け、契担当官等へ2部、調達要求元へ2部提出するものとする。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、契約履行に必要な事項について所要の支援を受けることができる。

4.3 その他の必要事項

4.3.1 作業時間

1日の作業時間は、8時間を標準とする。

4.3.2 指示

その他必要な事項は、監督官が指示する。

4.4 その他

- a) 秘密保全是、GLT-CG-Z500002の6.1による。
- b) 本仕様書に関する疑義は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。